

**介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号訪問事業（予防給付型訪問サービス）利用料金表**

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

**（1）第1号訪問事業・予防給付型訪問サービスの利用料**

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
予防給付型訪問サービス (現行相当サービス)	週1回程度の利用が必要な場合 (事業対象者・要支援1・2)	12,170円	1,217円	2,434円
予防給付型訪問サービス (現行相当サービス)	週2回程度の利用が必要な場合 (事業対象者・要支援1・2)	24,330円	2,433円	4,866円
予防給付型訪問サービス (現行相当サービス)	週2回を超える程度の利用が必要な場合 (事業対象者・要支援2)	38,595円	3,860円	7,719円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

**【加算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,084円	209円	417円
生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした第1号訪問サービス計画を作成し、サービス提供した場合	該当なし	該当なし	該当なし
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	86/1000	左記額の1割 105円	左記額の2割 209円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ※		48/100		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ※		(Ⅱ)の90/100		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※		(Ⅱ)の80/100		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

## (2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、予防給付型訪問サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無
利用予定日の当日	無

(注) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。